

公 示

食文化活用・創造事業（地域段階）の第3次公募について

平成22年度に「食文化活用・創造事業」を実施することとしており、本事業に参加する者（事業実施主体）を公募します。希望される方は、下記に従い御応募ください。

記

1 趣 旨

地産地消は、食料自給率の向上のほか、地域の高齢・小規模農家の所得や雇用機会を確保し、地域農業や地域の活性化を実現するものとして、本格的な推進が必要となっています。

一方、我が国の食文化については、他国に類を見ないほど多様で豊かなものとなっており、「日本ブランド戦略」（知的財産戦略本部コンテンツ・日本ブランド専門調査会報告（2009年3月））において、「食」を日本特有のブランド価値創造に関連する「ソフトパワー産業」と位置付けた上で、その産業の振興や海外展開を総合的に推進すべきとされています。

このため、我が国の食文化が有する強みを活かし、地域の農林水産物を活用した特徴ある料理等について、商標、意匠等知的財産権の取得を目指す取組を支援し、地産地消の推進による地域の農林水産業の振興や地域の活性化を図っていく必要があります。

食文化活用・創造事業（以下「本事業」という。）は、このような観点から、意欲ある地域において、生産者、飲食業、観光業等の連携の下、地域の農林水産物を核とした伝統料理のPR、又は、創作料理の開発等を行い、地域の食文化に対する認知度の向上を図り、商標、意匠等知的財産権の取得していくための取組等を支援するとともに、我が国の農林水産業の競争力強化、地域活性化につなげていくことを目的としています。

2 事業内容

(1) 事業内容

本事業における応募対象事業は、農山漁村6次産業化対策事業実施要綱（平成22年4月1日付け21総合第2074号農林水産事務次官依命通知。以下「要綱」という。）別表1の地域段階で実施する取組（以下「地域段階」という。）とし、補助対象となる取組は、以下の通りです。

ただし、[1]の取組は事業実施主体において取り組まなければならない必須事項とします。その他の取組については、事業実施主体における必要性に応じて、二つ以上選択して取り組んで下さい。

[1] 検討会の開催

流通業者、消費者、料理研究家等からなる検討会を開催し、地域に伝わっている伝統料理や新たに開発した創作料理等に関し、その周知を戦略的に図るための計画

を策定するものとします。

当該計画には、本事業実施後から3年以内の知的財産権の取得を目標として盛り込むものとします。

なお、開発した名称、ロゴ、パッケージデザイン等について、商標権、意匠権等の登録出願を行う場合は、その出願にかかる経費を補助対象経費に含むことができるものとします。

[2] 地域で生産された農林水産物を活用した創作料理の開発

地域で生産された農林水産物を活用した創作料理の開発等を行い、これらの創作料理に係る消費者・実需者の評価の調査等を実施するものとします。

ア 創作料理の開発に当たっては、試作に必要な原材料費、試作・試験施設及び機器の借上経費、マニュアル作成費、技術指導者の招へい費用等を補助対象経費に含むことができるものとします。ただし、開発した創作料理に係る製造機器等の整備は本事業の対象外とします。

イ 消費者・実需者の評価の調査等とは、消費者・実需者による試食会、アンケート調査等とします。

[3] 地域食文化発信店の認定

料理研究者、生産者、流通業者等の地域の関係者で構成される認定団体により、[2]で開発した創作料理をはじめ、地域で生産された農林水産物を使った料理を提供する飲食店等を地域食文化の発信店として認定を行うとともに、当該認定を受けた店（以下「認定店」という。）をマッピングし、情報提供等を行うことで、認定店についての周知を図る活動を行うものとします。

ア 認定団体は、地域食文化の発信店を認定するために必要な生産、加工、出荷体制、名称等の管理に係る統一的な基準の検討、基準検討に必要な実証及び試験等の実施、基準やマニュアル等の作成を行うものとします。

イ 基準検討に必要な実証及び試験等の実施に当たっては、実施に係る作業の実施経費、調査・分析経費、資材購入費（事業実施地区において一般に使用されている肥料等は除く。）、機械・機器の一時借上費を補助対象経費に含むことができるものとします。ただし、基準管理のための機器の整備費、廃棄物処理経費は対象外とします。

[4] 情報発信による周知活動の実施

ロゴ、パッケージデザイン等の作成、ホームページ作成、パンフレット等の作成及び配布、情報誌等を通じた広報活動を通じて、[2]の創作料理や[3]の認定店マップ等を紹介し、地域の食文化についての情報発信を実施するものとします。

なお、販売促進のために実施するPR活動としての、ポスター、パンフレット等の作成、新聞、ラジオ、テレビ、インターネット等マスメディアによる宣伝・広告等に係る経費は、補助の対象外とします。

[5] 講演会等の開催の実施

地域の食文化についての理解を深めるため、料理講習会、生産・加工現場の見学会、[2]の創作料理や[3]の認定店についての基準やマニュアルの普及のための研修及び講演会等を開催するものとします。

料理講習会、生産・加工現場の見学会の開催に当たっては、集合場所からの移動に要する費用を補助対象経費に含むことができるものとします。

また、見本市等への出展をする場合、見本市・展示会への参加費、サンプルの輸送費、テナント整備費を経費に含むことができるものとします。

(2) 実施要件

地域の農林水産物を活用した料理について、知的財産権の取得を目指す取組を支援します。

[1] 補助対象事業費は、当該事業実施地域における適正な現地実行価格により算定するものとし、機器等の規模については、それぞれの事業目的に合致するものでなければならないものとします。

[2] 本事業の対象は、地域で生産された農林水産物を50%以上使用（重量又は材料費（調味料及び水を除く。））した料理に関する取組とします。

[3] 対象となる地域の範囲は、事業実施主体の活動区域内とします。

なお、原則として事業実施主体が所在する都道府県を範囲としますが、事業実施主体の活動状況等により、隣接する都道府県の一部の地域を含むことができるとします。

[4] 地域段階の取組内容については、食文化活用・創造事業（全国段階）の取組を通じて公表するものとします。

3 事業実施期間

事業実施期間は、平成22年度とします。

4 応募者（事業実施主体）の要件

(1) 応募者は、生産者、料理人、地方自治体、商店街、流通業者、食器等の伝統的工芸品の関係者、ホテル又は旅館等の関係者により組織される協議会とします。

(2) 事業実施主体となり得る協議会は次に掲げるすべての要件を満たすものとします。なお、協議会の申請は、5の(1)及び9の(1)の別添様式1に従った事業申請書の提出により申請を行ったものとみなします。

[1] 代表者の定め並びに組織及び運営についての規約の定めがあるもの。

[2] 事業実施及び会計手続を適正に行い得る体制を有しているもの。

5 審査手続

(1) 事業申請書類の提出

本事業に応募しようとする者は、9に基づき、事業申請書類を作成し生産局の提出先に提出してください。

(2) 審査の方法

生産局において、提出された事業申請書類の審査により採択すべき事業実施計画を選定し、その後、補助金交付候補者を決定します。

(3) 審査の手順

[1] 書類審査

提出された事業申請書類について、生産局において、応募要件（応募者の要件、申請金額、重複申請の制限等）を確認するとともに、事業実施計画の内容が次に掲げるすべての項目を満たす場合であって優秀なものから採択すべき事業実施計画を選定します。

なお、応募の要件を満たしていないものについては、以降の審査の対象から除外されます

(ア) 取組の内容が食文化活用・創造事業の趣旨に沿っていること。

(イ) 知的財産権の取得に向けた計画を策定していること、又は事業実施期間中に策定することが確実であると見込まれること。

(ウ) 事業実施計画の内容が、知的財産権の取得に結び付くと見込まれること。

(エ) 事業実施計画の内容が、地域活性化に寄与するものであって、その成果の広域的な波及が見込まれること。

(オ) 国庫補助金が、対象となる補助率で正しく計算されていること。

(カ) 事業実施体制が、十分なものとなっていること。

(キ) 地元関係者との合意形成が図られていること。

[2] 問い合わせ

事業申請書の内容について確認が必要な場合には、農林水産省生産局知的財産課から内容の問い合わせをすることがあります。

[3] 補助金交付候補者の決定

[1]及び[2]により生産局が選定した事業実施計画について、農林水産省生産局知的財産課に設置する「食文化活用・創造事業選定審査委員会」（以下「審査委員会」という。）において審査を行い、書類審査等における評価を踏まえ、得点の高い応募者から補助金交付候補者を選定します。この審査結果は農林水産省生産局長に提出され、補助金交付候補者を最終決定します。

審査委員会の議事及び審査内容については非公開とします。また、審査委員は、委員として取得した一切の情報を善良な管理者の注意義務をもって管理し、委員の職にある期間だけでなく、その職を退いた後についても第三者に漏洩しないこと等、秘密保持を遵守することが義務づけられています。

なお、補助金交付候補者の決定に関わる審査の経過、審査結果等に関するお問合せにはお答えしませんので、あらかじめ御了承下さい。

なお、地域段階については複数者（約3者程度を予定）を予算の範囲内で決定する予定です。

(4) 審査の観点

審査の観点は、以下のとおりです。

[1] 事業内容及び実施の方法

- ア 事業の目的、趣旨との整合性及び事業内容の妥当性
- イ 実施方法の効率性
- ウ 経費配分の適正性
- [2] 事業の効果
 - ア 期待される効果
 - イ 波及効果
- [3] 事業実施主体の適格性
 - ア 実施体制の適格性
 - イ 知見、専門性

審査の観点の具体的内容は、以下のとおりです。

[1]について

実施しようとする取組が、地域の食材を活用した特徴ある料理について、商標・意匠等知的財産権の取得を目指す取組であること。

[3]について

事業を実施しようとする者（応募者）に意欲と自主性があること。
また、地域の食材を活用した特徴ある料理について、商標・意匠等知的財産権の取得を目指す取組についての一定の合意形成ができていること。

(5) 審査結果の通知等

審査の結果（補助金交付候補者として決定されたか否か）については、補助金交付候補者が最終決定し次第、速やかに応募者に対して通知する予定です。

この通知は、補助金交付の候補となったこととお知らせするもので、補助金の交付は、別途、必要な手続を経て、正式に決定されることとなります。

6 事業実施手続等

補助金交付候補者の決定後、補助金交付候補者は、速やかに事業の実施及び補助金の交付に必要な手続を行うこととなります。

事業の実施手続については、今後定められる農山漁村6次産業化対策事業実施要綱（以下「実施要綱」という。）及び食文化活用・創造事業実施要領（以下「実施要領」という。）に基づき、事業実施計画書承認申請書を提出して頂きます。この事業実施計画承認申請書で申請する事業実施計画の様式は、この公示で示す様式と基本的には同じものです。生産局内で審査した後、問題がなければ承認通知を發出します。

事業実施計画書の承認後、今後定められる農山漁村6次産業化対策事業関係補助金交付要綱（以下「交付要綱」とします。）に基づき補助金交付申請書（採択決定後、補助金の交付を受けるために提出することとなっている申請書）を提出して頂きます。生産局内で審査した後、問題がなければ交付決定通知を發出します。

なお、事業実施計画書承認申請書及び補助金交付申請書の内容については、審査過程で修正して頂くことがあります。

交付決定された事業実施主体については、事業内容・事業実施主体・補助金額を農林水産省のホームページ等で公表します。

また、事業完了後、交付要綱に基づき、事業実施状況の報告に必要書類を添付し、平成

23年4月10日までに提出していただくこととします。その後、提出された実績報告書等について生産局において審査し、実際に使用された経費について補助金の額を確定した後、補助金の額の確定通知書を送付するとともに補助金を支払うこととします。

7 補助金の額、補助率

補助金の額及び補助率は以下のとおりです。

なお、申請のあった金額については、補助対象経費等の精査により減額することもあるほか、補助事業により取得した知的財産権（特許権、育成者権、商標権等）の譲渡又は実施権の設定で収益を得る場合には、交付を受けた補助金の額を限度として、収益のうち、補助金の寄与分に相当する金額の返還が必要となりますので御留意下さい。

地域段階

補助金の額： 1事業実施主体（地域）に1,000万円以内

補助率： 1/2以内

8 補助対象経費の範囲

補助の対象となる経費は、2に記述した事業の実施に直接必要な経費及び成果の取りまとめに必要な経費のうち、以下の経費です。

応募に当たっては、補助事業期間中における所要額を算出していただきますが、実際に交付される補助金の額は、事業申請書に記載された事業実施計画等の審査の結果等に基づき決定されることとなりますので、必ずしも申請額とは一致しません。

また、所要額については千円単位で計上願います。

なお、補助金の支払いは、年度終了後の精算払いとなります。

(1) 機器備品費

「機器備品費」とは、事業を実施するために必要な、機器・物品等の購入、開発・改良、修繕又は据付等に必要経費です。

この補助金は、単なる機器の購入を目的として交付されるものではありませんので、事業実施上不要と認められる機器備品費は、補助対象外とする場合があります。パソコン等の汎用性の高いものについては、補助対象外とします。

なお、取得単価が50万円以上の機器については、補助金交付候補者の決定後の事業実施計画承認申請の際にカタログ等機器の概要及び価格を示す資料を添付していただくこととなります。

また、外国から機器備品を購入する場合及び外国において機器備品を購入する場合は、国内に居住する事業代表者が補助事業期間中及び補助事業終了後に適切に管理できるものに限られますので、管理が可能であることを確認した上で申請してください。

(2) 消耗品費

「消耗品費」とは、事業を実施するための、原材料、消耗品、消耗器材、薬品類、各種事務用品等の調達に必要な経費です。

(3) 旅費

「旅費」とは、事業を実施するための、事業実施主体が行う資料収集、各種調査、打合せ、成果発表等の実施、又は事業実施主体の依頼に基づき、分担者等が行う資料収集、各種調査、事業打合せ、成果発表等の実施に必要な移動のための経費です。

(4) 謝金

「謝金」とは、事業を実施するための、資料整理、補助、専門的知識の提供、資料の収集等について協力を得た人に対する謝礼に必要な経費です。

謝金には、その性格上、定められた単価はありませんが、業務の内容に応じた常識の範囲を超えない妥当な根拠に基づき単価を設定する必要があります。

なお、謝金の単価の設定根拠となる資料（見積もり、請求書でも可とします。）を、補助金交付候補者の決定後の事業実施計画承認申請の際に、設定された単価が妥当であるかの精査のため、添付していただくこととなります。

また、事業代表者、分担者、事業支援者等事業に参画する者に対しては、謝金を支払うことはできません。

(5) 賃金

「賃金」とは、事業を実施するための、業務（資料整理、補助、事業資料の収集等）を目的として、本事業を実施する事業実施主体が雇用した者（以下「事業支援者」という。）等に対して支払う実働に応じた対価（日給又は時間給）です（雇用に伴う社会保険料等の事業主負担分などについては、「賃金」としてではなく、後述する「その他」の区分により申請することとなります。）。

賃金の単価については、定められた単価はありませんが、事業実施主体内の賃金支給規則や国の規定等によるなど、業務の内容に応じた常識の範囲を超えない妥当な根拠に基づき単価を設定する必要があります。

なお、上記の賃金支給規則等は、補助金交付候補者の決定後の事業実施計画承認申請の際に、設定された単価が妥当であるかの精査のため、添付していただくこととなります。

また、当該民間団体等内の賃金支給規則による場合であっても、農山漁村6次産業化対策事業に係る公募要領（平成22年3月5日付け21総合第1907号。（以下「公募要領」といいます。））において補助の対象とならないとされている経費（ボーナス、住宅手当、退職給付金引当金等）については、除外して申請する必要があります。

賃金については、本事業の実施により新たに発生する業務について、支払いの対象とし、事業実施に直接関係のない既存の業務に対する支払いはできません。

(6) 役務費

「役務費」とは、事業を実施するための、それだけでは本事業の成果とは成り得ない器具機械等の各種保守、翻訳、鑑定、設計、分析、試験、加工等を専ら行うために必要な経費です。

(7) 委託費

「委託費」とは、本事業の交付目的たる事業の一部（例えば、事業の成果の一部を構成する調査の実施、取りまとめ等）を他の民間団体に委託するために必要な経費です。

委託を行うに当たっては、第三者に委託することが必要かつ合理的・効果的な業務に限り実施できるものとします。

委託費は、原則として、各年度の事業費の額の50%以上とすることはできません。

なお、事業そのもの又は事業の根幹を成す業務を委託すると、補助事業の対象要件に該当しなくなりますので、委託内容については十分検討する必要があります。

また、民間企業内部で社内発注を行う場合は、利潤を除外した実費弁済の経費に限られます。

(8) その他

「その他」とは、事業を実施するための、設備の賃借料（リース又はレンタル料等）、労働者派遣事業者から事業支援者等の派遣を受けるための経費、事業支援者等を雇用するための経費（「賃金」を除く。）、文献購入費、光熱水料、通信運搬費（切手、電話、実験用機器等の運搬費等）、複写費、印刷製本費、会議費（会場借料等）、交通費（勤務地域内を移動する場合の電車代等「旅費」で支出されない経費）、自動車等借上料、事業成果を学会誌等に発表するための投稿料及び送金手数料、収入印紙代等の雑費など、他の費目に該当しない経費です。

なお、飲食費としての茶菓代は、会議におけるお茶・コーヒー等簡素なものに限り、弁当は認めないこととします。

9 応募方法等

(1) 事業申請書の記載内容

地域段階の事業については、別添様式1に従って、「平成22年度食文化活用・創造事業（地域段階）事業実施計画書」を作成し、生産局に提出してください。

事業実施計画の様式では、事業対象となる全ての取組について、欄が設けてありますが、応募者にとって必要な取組のみ記述してください。

(2) 応募方法

[1] 提出書類及び部数

応募案件ごとに、

- ア 事業申請書類チェックシート（別添1） 7部（正1部副6部）
- イ 事業申請書受付確認用返信はがき（別添2により作成したもの） 1部
- ウ 連絡先表（別添3により作成したもの） 1部
- エ 食文化活用・創造事業（地域段階）事業実施計画書（別添様式1により作成したもの（A4判）） 7部（正1部副6部）
- オ 事業実施主体の規約、組織図、総会資料等事業実施主体の概要・活動状況が分かる資料（A4判） 7部（正1部副6部）

を1つの封筒に入れ、“平成22年度食文化活用・創造事業（地域段階）申請書在中”と表に朱書きをして提出してください。

なお、提出書類は返却しません。また、機密保持には十分配慮します。

注意事項は以下のとおりです。

- ※ 申請書類の提出は、郵送、宅配便（含バイク便）又は持参とします。FAX又は電子メールによる提出は受け付けません。
- ※ 申請書類を郵送する場合は、簡易書留・配達記録等を利用し、配達されたことが証明できる方法によってください。

- ※ 提出期間中に到着しなかった申請書類は、いかなる理由があろうとも無効となります。また、書類に不備等がある場合は、審査対象とはなりませんので、この公示を熟読のうえ、注意して記入してください。
- ※ 申請書類の差し替えは固くお断りいたします。
- ※ 事業申請書はパソコンのワープロソフトを用いて作成し、印字した提出文書を提出してください。（様式は農林水産省ホームページよりダウンロードできます。）

[2] 提出期間

[地域段階]

第3次募集：平成22年8月16日（月）から平成22年9月21日（火）

[3] 提出先・問い合わせ先

提出先：〒100-8950 東京都千代田区霞が関1-2-1
農林水産省 生産局 知的財産課 知的財産企画班 あて
問い合わせ先：同上
TEL：03-3502-5525
FAX：03-3502-5301

ただし、問い合わせについては、平日（祝祭日を除く。）の午前9時30分から午後5時30分（正午から午後1時までを除く。）までとします。

10 応募・審査スケジュール（第3次募集）

地域段階

応募期間：平成22年8月16日（月）～平成22年9月21日（火）（必着）

採択・不採択の連絡：10月中旬ごろ

※ 上記スケジュールは目安であり、諸般の事情により変更されることがあります。

11 その他

本公示に記載なき事項は、公募要領等によるものとします。

以上公示する。

平成22年8月16日

農林水産省生産局長
今井 敏